事務所コラム

2022年10月31日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

賃金のデジタル払い解禁?

~○○ペイ払いも可能に~

賃金のデジタル払いが解禁?

厚生労働省は、2022 年 9 月 13 日の労働 政策審議会(労働条件分科会)に賃金のデ ジタル払いを可能とする制度案を提示し、 準備を進めていくことが確認されました。

決済事業者で賃金が保全されるか疑問と して反対の立場を取っていた連合も導入に 向けて理解を示したようです。

2023年春にも解禁されるのではとの報道 もありますが、2018年頃から議論が開始され、政府の規制改革推進会議が2021年導入 を目指していたにもかかわらず、実現しな かったこともあり、更に先送りとなる可能 性も十分あると思われます。

「賃金支払の5原則」

労働基準法 24 条は、「賃金は、通貨で、 直接労働者に、その全額を支払わなければ ならない」「賃金は、毎月一回以上、一定の 期日を定めて支払わなければならない」と 定めています。下記のいわゆる「賃金支払 の5原則」と言われるものです。

- ①通貨払の原則
- ②直接払いの原則
- ③全額払いの原則
- ④毎月1回以上払いの原則

⑤一定期日払いの原則

賃金のデジタル払いの問題点

賃金のデジタル払いで問題になるのが「通貨払い」の原則に抵触するのではないかとの懸念です。つまり、〇〇ペイ等のデジタルマネーが通貨代わりとして認められるかということです。

一般に行われている賃金の銀行振込でさ え、「通貨払い」の例外で、従業員本人が同 意した場合に限られています。

デジタル払いが解禁され、従業員が希望 した場合、申請された口座が本人の口座で あることをどのように確認するのかといっ た問題も出てきます。

また、賃金のデジタル払いには口座上限額が設定されるようであり、銀行振込と併用されることも考えられ、支払手続や管理が複雑化するものと思われます。

今後の議論に注目したいところです。

